

川崎市高齢者災害時避難計画について

資料 6

1 概要等

個別避難計画は、市町村長が避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成に努めることになっており、現在、災害のリスク等に応じた対象者の優先度や計画作成手順等を記載した災害時個別避難計画導入支援マニュアルの策定を進めているところです。これまで、地域包括支援センター、ケアマネジャー等福祉関係者を構成員とする検討会や、アンケート、シミュレーション等で検討・検証を行い、このたび素案がまとまりましたので報告します。

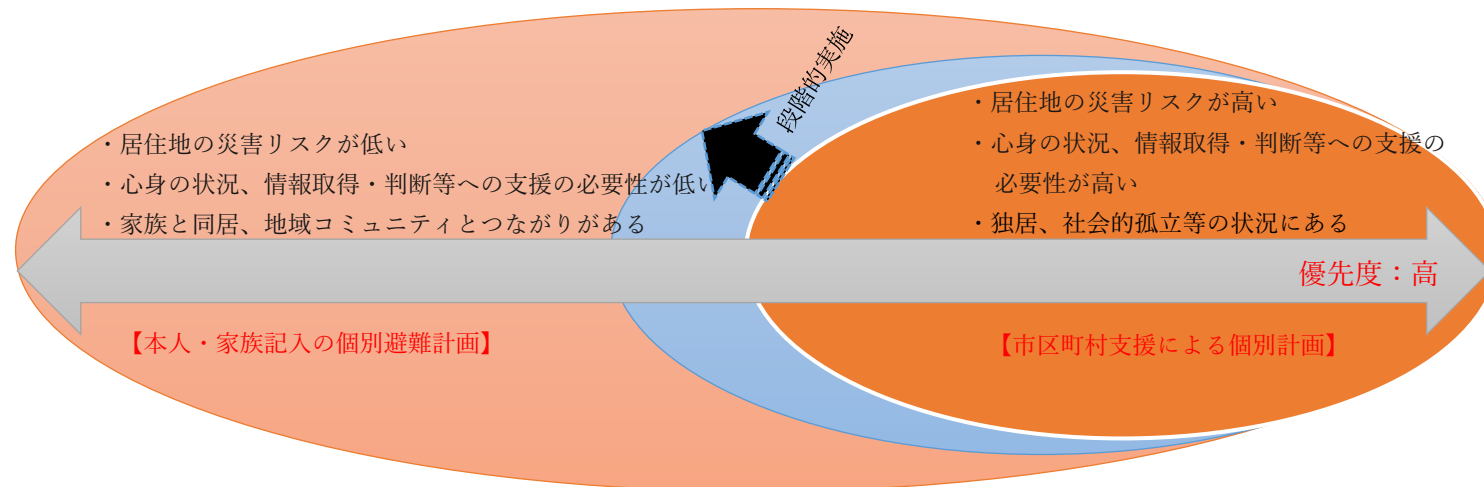
2 本市方針

(1) 進め方

個別避難計画は、避難行動要支援者（要介護3以上及び要援護者避難支援制度登録者）ごとに作成に努めることされています。

本市では、対象となる避難行動要支援者の居住地の災害リスクや心身の状況等から優先順位を設定し、段階的に作成を進めてまいります。

【イメージ】

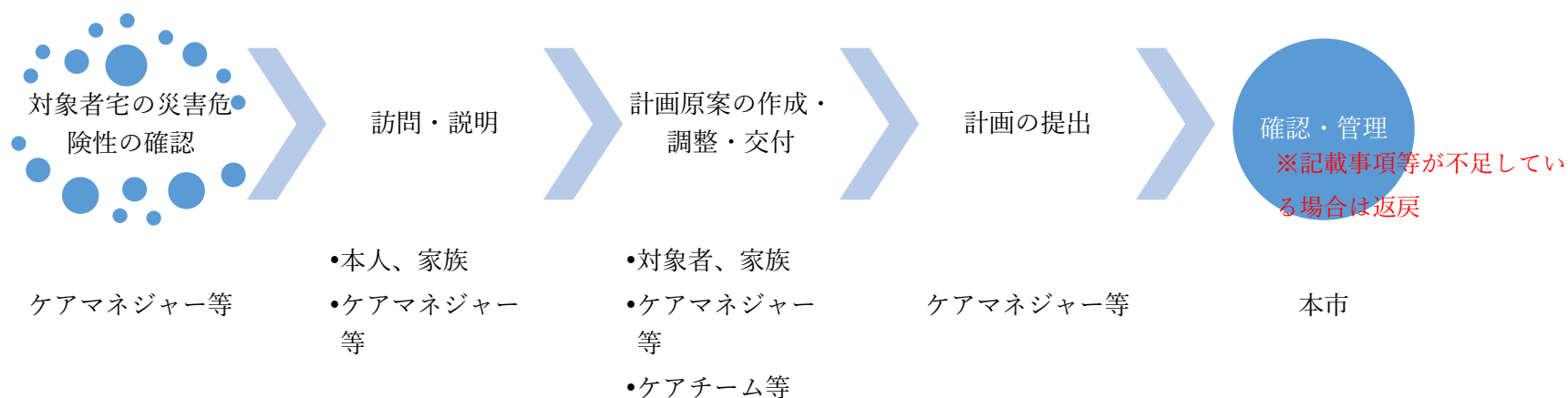


(2) 作成プロセス

個別避難計画の作成方法は、国指針において市町村が支援する方法と本人・地域が記入する方法の2例が示されています。

本市では、次のとおり個別避難計画の作成を行います。

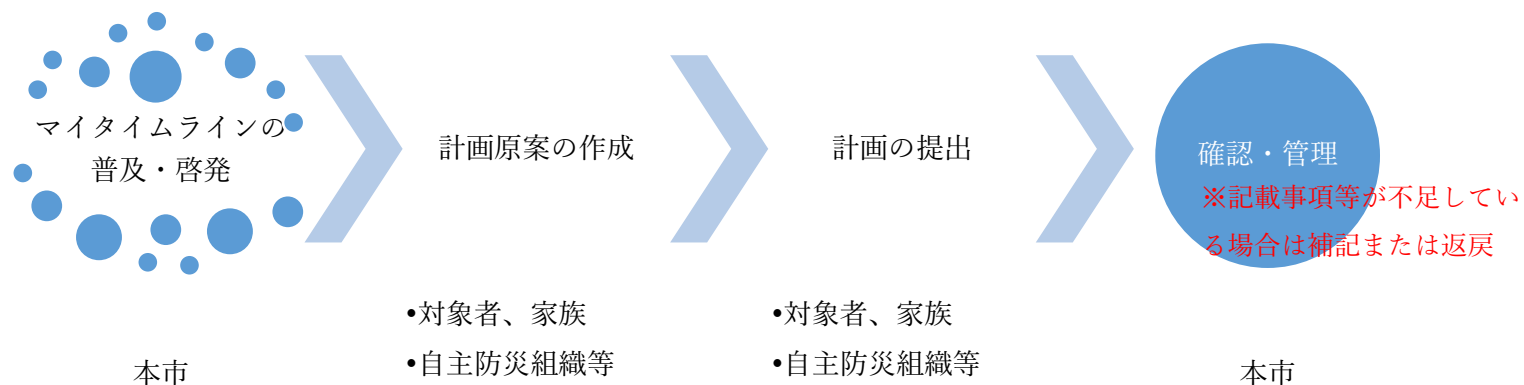
○市町村が支援する方法



【期待する効果】

- ・計画を作成するための新たな本人の基礎情報の収集が不要
- ・対象者及び家族以外の関係者をケアチーム等とすることで、新たな調整が不要
- ・避難支援等の内容をケアプランに位置付けることで、情報伝達、避難先までの移動に加え、避難先での支援方法も計画として作成することができ、また、新たなサービスの組み合わせや提供方法を開発することができる。

○本人・地域が記入する方法



【期待する効果】

- ・地域での助け合い・支え合い、暮らしやすい地域づくり
- ・自分事として捉えて行動変容につなげる

3 素案の内容

(1) 個別避難計画の概要

- ① 目的 ② 関係者の責任と役割 ③ 対象者 ④ 作成・検証のプロセス

(2) 計画作成の進め方【風水害編】

- ① 作成の進め方 ② 対象者の選定 ③ 災害危険性の確認 ④ 避難方法の検討 ⑤ 対象者宅の訪問・説明・作成・意見調整

(3) 計画の提出・見直し

- ① 計画の提出 ② 作成費の請求 ③ 計画の見直し ④ 問い合わせ先

(4) 参考資料

4 今後の予定

令和5年	4月	検討会設置
	5月	検討会（第1回）
	6月～	調査・アンケート・ヒアリング
	9月	検討会（第2回）
	12月	検討会（第3回）
令和6年	1月～	研修会
	3月	検討会（第3回） 個別避難計画作成開始

災害時個別避難計画導入支援マニュアル（高齢者版）
（素案）

令和 5 年 3 月
川崎市健康福祉局

目次

1. 個別避難計画の概要	1
1.1 個別避難計画とは	1
1.2 個別避難計画の目的	1
1.3 個別避難計画の関係者の責任と役割	2
1.4 個別避難計画の作成対象者	3
1.5 計画の作成・検証のプロセス	4
1.6 個別避難計画の作成主体	4
1.7 個別避難計画に関わる多様な支援主体	5
2. 計画作成の進め方【風水害編】	6
2.1 対象者の選定	7
2.2 対象者宅の災害危険性の確認	10
2.3 避難方法の検討	15
2.4 対象者宅の訪問・説明	24
2.5 計画原案の作成	25
2.6 会議の開催・意見調整	27
3. 計画の提出・見直し	29
3.1 計画の提出	29
3.2 作成費の請求方法	29
3.3 個別避難計画の更新・運用	30
3.4 個別避難計画についての問い合わせ先	30
4. 参考資料	31
4.1 様式	31
参考情報 1 ガイドマップかわさきの活用	14
参考情報 2 災害危険性に基づく避難の考え方	16
参考情報 3 浸水継続時間について	17
参考情報 4 避難情報の入手方法	21
参考情報 5 川崎市災害時要援護者支援制度について	22
参考情報 6 ペットの同行避難について	23

2. 計画作成の進め方【風水害編】

- 新規の計画作成は次の流れで進めていきます。具体的には 2.1 以降を確認してください。

2.1 対象者の選定

様式 1

- － 管理ツールに対象者の情報を入力し、計画作成対象者及び優先度を整理

2.2 対象者宅の災害危険性の確認

- － 市 HP より、対象者宅周辺のハザードマップ（該当災害種）を確認し、対象者宅の災害危険性を確認

2.3 避難方法の検討

様式 1

- － 対象者宅の災害危険性や本人特性等を踏まえて適切な避難方法を検討し、避難先や避難経路、避難支援者等の案を検討

2.4 対象者宅の訪問・説明

様式 2, 3, 4

- － 対象者本人及び家族を訪問し、災害危険性や計画作成の必要性を説明したうえで、計画作成の同意を取得し、必要な聞き取りを行う

2.5 計画原案の作成

様式 4

- － 計画様式に避難場所、緊急時の連絡先、避難支援者等を記載した計画原案を作成

2.6 会議の開催・意見調整

- － 避難支援者や関係者への説明及び意見聴取を行い、必要に応じて計画原案を修正して、内容について同意を得た上で本人・関係者に交付

本人・家族等が
参加するサービス
担当者会議など
により調整

市に提出

様式 3, 4, 5

2.1 対象者の選定

各事業所の利用者のうち、ハザードマップで危険な区域に居住する**要介護 3 以上の高齢者等**について、優先度の基準に沿って、個別避難計画を作成する対象者を選定します。

2.1.1 作成対象者及び計画様式

対象者ごとの計画作成方法

- 川崎市では、要介護 3 以上の「ハイリスク」に区分される高齢者等について、担当ケアマネジャー等の支援により、ケアプラン第 4 表の追加様式である「災害時個別避難計画簡易版」を作成します。※本マニュアルではこれについて解説しています。
- 要介護 3 未満の「ミドル・ローリスク」に区分される高齢者等については、本人・家族の自助により「マイ・タイムライン」を作成することを基本とします。
- まずは事業所の要介護 3 以上の利用者の情報について、次のページで説明する様式 1「災害時個別避難計画の作成対象者管理ツール」に入力しましょう。**

対象者ごとの計画の作成実施者と様式

対象者	リスク区分	作成実施者	様式 ※参考資料に掲載
要介護 3 以上	ハイリスク	担当ケアマネジャー等	災害時個別避難計画簡易版 ^{※2} + 共通帳票等
介護保険サービス未利用者	ー	未定	災害時個別避難計画川崎市版 ^{※3}
要介護 3 未満 ^{※1}	ミドルリスク ローリスク	本人・家族の自助	マイ・タイムライン作成シート

※1 要介護 3 未満でも認知症である独居等の高齢者について、担当ケアマネジャー及び各事業所の判断で個別避難計画の作成を行うことも可能。

※2 ケアプラン第 4 表（サービス担当者会議の要点）追加様式

※3 ケアプラン追加様式以外の様式

Tips

マイ・タイムラインとは

「マイ・タイムライン」は、大雨や台風などの風水害にそなえて、「いつ」「誰が」「何をするのか」一人ひとりの家族や生活の状況にあわせた避難行動を考えておくものです。

マイ・タイムラインの様式や作成方法は、川崎市のホームページで確認することができます。個別避難計画を作成しない方もマイ・タイムラインでいざという時の避難行動を考えてみましょう。（【参考様式 2】マイ・タイムライン作成シート 参照）

川崎市ホームページ「マイタイムラインをつくろう」
(<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000117993.html>) より



2.1.2 計画作成対象者及び優先度の整理

様式 1

管理ツールの使い方

- 事業所の要介護3以上の利用者について、様式1「災害時個別避難計画の作成対象者管理ツール」を用いて、計画作成対象者及び対象者の優先度を整理することができます。計画作成を始める前に対象者の優先度を整理することで、全体像が見える化でき、取組を進めやすくなります。
- 管理ツールに利用者の情報や災害危険性（➡2.2 参照）を入力することによって、個別避難計画作成の優先度と自宅建物からの退避の必要性が自動的に表示されます。
- 表示された優先度については、個別の事情に応じて手動で修正可能です。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
No.	事業所名	被保険者番号	性別	生年月日	年齢	住所	要介護度	自宅構造	建物分類	居住階(数値入力)	土砂災害、洪水家屋倒壊等による判定				
											土砂災害	洪水家屋倒壊等		避難判定1	
												河岸浸食	氾濫流	氾濫流判定	
記入例	aaa	0000000000	男性	1931/11/21	91	中原区上平間 xx-x-x	3	木造	戸建	2	確認方法 なし ➡p.13	確認方法 なし ➡p.11	有	退避	退避

土砂災害の危険性、洪水による家屋倒壊等の危険性から、「退避」／「自宅待機」が自動で判定されます。

17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
浸水深と居宅階による判定				本人特性・世帯による判定				配慮事項			個別避難計画 優先度判定		備考 (特別な事情について記入)
浸水深		(参考)	避難判定 2	单身等	寝たきり	特別な医療	優先度判定1	認知症 (訪問・意見書で大きい方)	特別な事情	優先度判定2	自動判定 修正		
洪水	内水	浸水継続時間											
確認方法 →p.11	確認方法 →p.12	確認方法 →p.17	退避/垂直	該当なし	該当なし	なし	－	該当なし	なし	－	A	S	同居家族に障害有

浸水深と居宅の階数から「退避/垂直」／「自宅待機」が自動で判定されます。

本人特性等により「優先」／「-」が判定されます。

配慮事項により「優先」／「-」が判定されます。

各判定結果から個別避難計画の作成優先度が表示されます。
S → A → B → C
 優先度高 優先度低
 ※優先度ランクについては p.9 参照

ケアマネジャーの判断によって、最終的な優先度を変更できます。

2.3 避難方法の検討

2.3.1 避難方法の検討の進め方

様式 1

自宅建物からの「退避」の必要性の確認

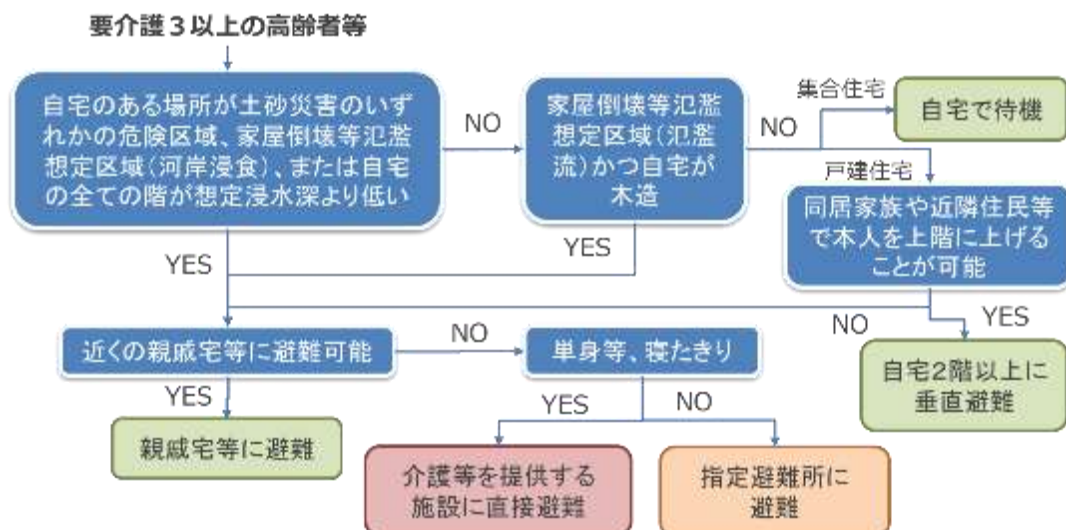
- 自宅の災害危険性と構造・居住階により、自宅建物からの「退避」の必要性を確認します（⇒ p.16「＜参考情報2＞災害危険性に基づく避難の考え方」を参照）。
- 様式1「災害時個別避難計画の作成対象者管理ツール」に対象要支援者の情報を入力すると、自宅建物からの「退避」が必要かどうかが表示されます。

「退避」が不要な場合

- 「退避」が不要の場合は、集合住宅では「**自宅で待機**」、戸建住宅の場合は「**自宅2階以上に垂直避難**」となります（⇒ p.17「2.3.2 自宅建物内や親戚宅への避難について」を参照）。
- 垂直避難の場合、本人の状態や同居家族の状況等により、上階に上げることができるかどうか検討し、難しければ、自宅建物からの退避が必要となります。

「退避」が必要な場合：避難先の選択

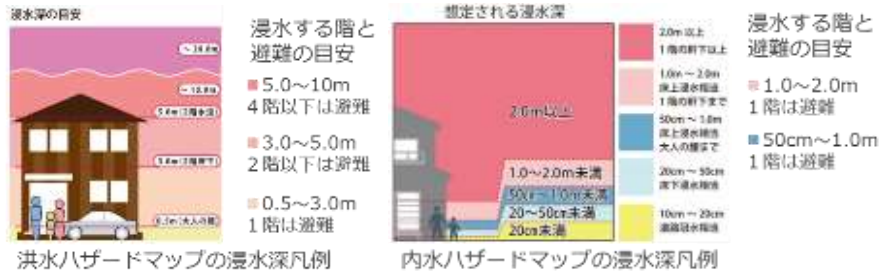
- 自宅建物から「退避」が必要な場合、近くの安全な場所に親戚等が居住しており避難支援も可能であれば、「**親戚宅等に避難**」します（⇒ p.17「2.3.2 自宅建物内や親戚宅への避難について」を参照）。
- 親戚宅等がない場合は、原則的には「**指定避難所に避難**」します（⇒ p.18「2.3.3 指定避難所への避難について」を参照）。容態が悪化した場合、二次避難所となる施設等へ移送されることとなりますが、原則的に施設側では介護がないため家族の同行が必要です。
- 上記の対応が難しい場合、「**介護等を提供する施設に直接避難**」する方法の検討が必要です（⇒ p.18「2.3.4 介護等を提供する施設への避難」を参照）。



<参考情報2> 災害危険性に基づく避難の考え方

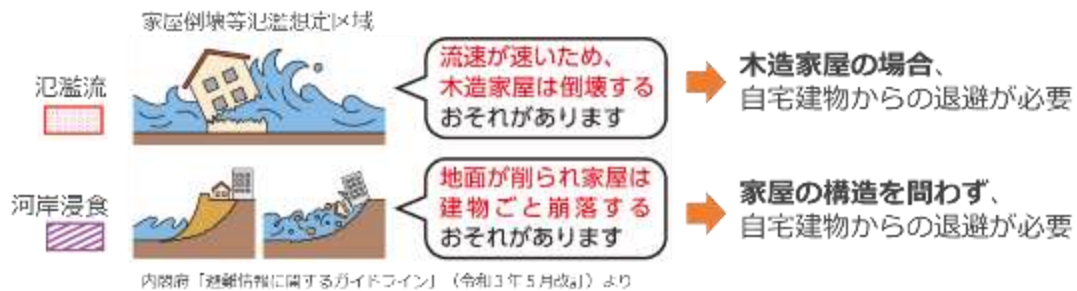
<洪水・内水氾濫による浸水時の避難の考え方>

- 洪水・内水氾濫の浸水については、凡例の「浸水深の目安」をもとに、何階まで浸水するのか（何階が避難の必要があるか）を確認します。
- 自宅が全て浸水することが想定される場合、自宅建物からの退避が必要です。
- 自宅建物内に留まる場合、浸水継続時間中の生活も考慮する必要があります。



<洪水による家屋倒壊時の避難の考え方>

- 洪水時には、氾濫した川の水の流れによって**家屋が倒壊する危険のある区域**が、ハザードマップに示されています。
- 「氾濫流」は、木造家屋の場合に**自宅建物からの退避が必要**です。
- 「河岸浸食」は、家屋の構造を問わず、**自宅建物からの退避が必要**です。



<土砂災害時の避難の考え方>

- 土砂災害の危険がある区域では、**自宅建物からの退避が原則**です。
- ただし、堅牢なマンションの上階に居住している場合は、自宅に留まることが可能です。



ポイント解説

自宅または避難先が「氾濫流」の区域の場合、建物の構造を確認してください。川崎駅周辺には「氾濫流」が想定されていますが、堅牢な鉄筋コンクリート造等の建物であれば、浸水しない階での待機が可能です。



洪水ハザードマップ（川崎区版）（多摩川／浸水深）より一部抜粋

2.3.3 指定避難所への避難について

要配慮スペース

- 指定避難所（小中学校等）には、状況に応じ「**要配慮スペース**」が設置されます。
 - － 要配慮スペースとは、避難してきた要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）の状況に応じ開設される、指定避難所内の場所（小中学校の教室等）

浸水する危険のある避難所

- 浸水想定区域内の指定避難所（小中学校等）では、必要に応じて避難場所が**上階に設置**されます。ハザードマップの○内の数字が使用できる階となります。
 - － 上階への移動（基本的に、階段利用を想定）が必要になる場合がある
 - － 「ガイドマップかわさき」でエレベーターの有無を確認できる（→p.14「＜参考情報1＞ガイドマップかわさきの活用」を参照）

二次避難所への移送

- 指定避難所に避難した後、容態が悪化した要支援者等については、**二次避難所への移送**が調整されます。
 - － 二次避難所とは、本市が運営する3箇所の地域リハビリテーションセンター(南部・中部・北部)のほか、協定を締結している社会福祉施設及び指定の市営施設
 - － 一般的な避難所において生活に支障をきたす方がいる場合に、施設の安全確保や職員の配置等の確認等を行った後に開設される
 - － 原則的に介護の提供等はなく、家族等の同行が必要

2.3.4 介護等を提供する施設への直接避難について

優先的に調整すべき対象者の基準

- － 要介護3以上の高齢者等のうち、自宅建物からの退避が必要と判断され、かつ次の条件に当てはまる者
 - ✓ 単身等（独居、高齢者世帯、同居家族の一時的不在または日中独居）
 - ✓ 寝たきり（障害高齢者の日常生活自立度ランクB以上）

避難先の施設

- 介護等を提供する施設（※1）
 - ✓ 介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設
 - ✓ その他（※2）
- （※1）介護保険サービスとして、ケアプランに位置づけ利用することを想定
- （※2）通所介護の延長サービスや特定施設、小規模多機能型居宅介護で提供する短期利用等



ポイント解説

「介護等を提供する施設」については、避難のタイミングや滞在時間、日数等に応じて、利用の条件その他について事前に調整を行い、また、一時避難であっても、特殊寝台等の福祉用具が必要な場合は、避難先における福祉用具の利用が可能か確認しておくことが重要です。

Tips 避難先の検討例

- 例えば、次の A さんの場合、避難先を次のように検討できます。

<本人情報>

- － 88 歳女性、独居
- － 古い木造戸建住宅（2 階建）に居住
- － 要介護 3 で歩行困難（車いす）、難聴
- － 通所介護・通所リハビリ週 3 回、訪問介護週 5 回、訪問看護週 1 回



<家族・地域住民との関係>

- － 近隣に顔見知りはいるものの、交友関係が少ない
- － 市内に長男家族が居住しており、週 3 回長男が訪問

<自宅の災害危険性>

- － 洪水：想定浸水深 0.5m～3m
- － 土砂：土砂災害警戒区域内

1 階までの浸水と
土砂災害のおそれ



- 1 階までの浸水と土砂災害の危険性があるため、自宅建物からの退避が必要
- 避難生活においても常時介護が必要なので、指定避難所への避難は難しい
- 長男宅には浸水や土砂災害の危険性はない

→災害時には長男宅に避難する

2.3.5 避難経路・タイミング・支援者について

避難経路について

- 避難経路を設定する際に検討する事項
 - － 徒歩で避難する場合、歩行器や車いすで通ることができるか
 - － 普段利用している経路か
 - － 時間帯（夜間など）や時期等によって通りにくくなることはないか
- 大雨時に注意が必要な場所
 - － アンダーパスや地下通路
 - － 用水路の近くや水が溜まりやすい場所



洪水ハザードマップ（多摩区版）（多摩川／浸水深）

避難のタイミング（原則）

- 避難のタイミングは**警戒レベル3を原則**としながらも、各対象者の状態や世帯の事情、自宅周辺の災害危険性に応じて、避難の準備や避難を開始する目安となるタイミングを検討します。

<警戒レベルごとの行動（目安）>

- | | | |
|--------|------------------|-----------------|
| 警戒レベル1 | 早期注意情報など | ➡ 計画の確認、支援者との連絡 |
| 警戒レベル2 | 大雨・洪水注意報など | ➡ 避難の準備、避難経路の確認 |
| 警戒レベル3 | 高齢者等避難、大雨・洪水警報など | ➡ 避難開始 |
- ※夜間に雨が強くなる可能性がある場合は、暗くなる前に避難が必要です。

- 避難のタイミングを誰が判断し、どのように伝えるのかも重要です。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 河川の警戒(河川) 土砂災害の警戒(土砂)	
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報 —
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	— —

内閣府「避難情報のポイント」より一部抜粋

## 2.5 計画原案の作成

### 様式4

本人・家族への聞き取りや（必要に応じて）情報収集、関係団体等との調整を踏まえて計画内容を検討し、計画原案を作成します。

災害時個別避難計画【簡易版】（新規・更新・変更）			
①対象者の基本情報		②対象者宅の災害危険性	
③災害時の避難方法等		④共通事項等	
⑤避難支援等実施者等			

作成する計画書のイメージ

### ①対象者の基本情報

- 氏名・生年月日・本人の電話番号等を記載します。
- 要援護者支援制度の登録有無
  - － 本人・家族に確認して記載します。（不明の場合は空欄にしてください）
- 指定避難所
  - － 自宅のある地域で指定されている指定避難所を記載します。（③で記載する避難場所とは異なり、避難するかどうかに関わらず指定されている避難所を記載してください）
- 移動手段
  - － 本人の身体の状態により、平時の移動手段を記載します。（③で記載する避難時の移動手段とは異なり、本人の能力としての移動手段を記載してください）
- 車の有無・運転者
  - － 本人・同居家族が車を保有しているかどうかと、その車を主に運転している方の氏名を記載してください。

## 計画の実効性の確認

- 作成した計画の内容について、実際の災害時に役立つものになっているか確認してみましょう。

### 個別避難計画の実効性チェックシート

#### 【計画内容について】

- ☐ 避難先は、自宅の災害危険性を踏まえて安全を確保できる場所になっているか。  
※ 例えば、浸水深が 3.0~5.0m なのに、自宅（戸建 2 階）を避難先にしていないか。
- ☐ 避難の判断基準と判断者が明確になっているか。
- ☐ 避難先への移動を支援する者（避難支援者）と移動手段が明確になっているか。
- ☐ 避難の判断から避難先への移動完了までの手順が明確になっているか。
- ☐ 避難の準備や移動開始のタイミングが明確になっているか。
- ☐ 本人の状態や世帯状況、支援者の負担を踏まえた、無理のない現実的な計画になっているか。
- ☐ （応用）災害が発生しなかった場合は一晩程度、災害が発生した場合は少なくとも数日間、避難先に滞在することが想定されるが、その際の留意点は明確になっているか。
- ☐ （応用）日中／夜間／曜日等（利用サービスや家族の状況等）で対応が異なる場合、そのことが考慮された計画になっているか。

#### 【関係者の理解について】

- ☐ 本人・家族は、自宅の災害危険性から避難（または待機等）の必要性を理解しているか。
- ☐ 本人・家族は、介護等を提供する施設に避難した場合に費用負担があることを合意しているか。
- ☐ 安否確認者や避難支援者が、行動の判断基準を理解しているか。
- ☐ 全ての関係者（本人・家族・避難支援等関係者等）が計画内容を理解し、合意しているか。



#### ポイント解説

全てにチェックが入っていないと計画を提出できないということではありません。

提出前の確認や、ケアマネジャー同士での意見交換などに活用してください。

## 地域包括支援センター運営協議会について



### 地域包括支援センター運営協議会審議事項

開催予定		主な審議事項
令和3年度 (1年目)	第1回協議会 11/26	- 委員の改選、議長選任、趣旨説明    - 第8期計画の取組の方向性及び重点事項等の説明    - 地域包括支援センター事業評価(R2国評価)の対応状況報告    - 市・区取組課題についての検討(市地域ケア推進会議を兼ねる)    - 地域包括支援センターの公正・中立性の確保 等
	第2回協議会 2/8	- 第8期計画重点事項等の進捗報告    - 地域包括支援センター事業評価(R3国評価)の結果報告    - 市・区取組課題の取組状況報告(市地域ケア推進会議を兼ねる)    - 相談支援・ケアマネジメント会議検討状況報告    - 令和4年度地域包括支援センター運営方針等案提示 等
令和4年度 (2年目)	第1回協議会 7/19 介護保険運営協議会 と合同開催	- 地域包括支援センター運営協議会の主な調査審議事項について    - 市・区取組課題の取組状況報告(市地域ケア推進会議を兼ねる)    - 介護予防・日常生活支援総合事業の見直しについて    - 川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会WGについて
	第2回協議会 11/16	- 地域包括支援センター事業評価(R3国評価)の対応状況報告    - 市・区取組課題の検討(更新分)・取組状況報告(市地域ケア推進会議を兼ねる)    - 第8期計画重点事項等の進捗報告(第9期計画に向けた論点整理含む)    - 地域包括支援センターの公正・中立性の確保 等
	第3回協議会 2/13	<b>第8期計画重点事項等の進捗報告(第9期計画に向けた論点整理含む)</b>    - 地域包括支援センター事業評価(R4国評価)の結果報告    - 市・区取組課題の取組状況報告(市地域ケア推進会議を兼ねる)    - 相談支援・ケアマネジメント会議検討状況報告    - 令和4年度地域包括支援センター運営方針等案提示 等
令和5年度 (3年目)	第9期計画策定に向けた検討	

## ○主な課題・論点

( )内のページ数は資料4の報告書本体に対応

大項目	小項目	主な課題・論点	これまでの対応状況等
地域包括支援センターの運営等に関する事	センターの組織運営体制等	● <b>支援ニーズの増加等に対応した適切な相談機能の維持</b>      ➢ 高齢者人口に対応した3職種の配置(P4)     ➢ 将来的な高齢者人口増加を見据えた長期的な視点での体制整備の検討、公営住宅等で局地的に増加する支援ニーズへの対応(P4)     ➢ 地域包括支援センターの職員の定着率向上(P7)	◆ 職員配置基準の見直し等による体制強化 3職種配置数:2019年度171人→2022年度182人     ◆ 職員定着率の向上に向けた取組 経験1年未満の職員比率:2019年度18.8%→2022年度15.8%
	センターの個別業務等	● <b>適切な研修の実施及び各業務の改善・平準化</b>      ➢ センター職員が必要とするスキル等を取得するための体系的な研修等の実施(P10)     ➢ 区役所・センターごとにばらつきのある業務の改善・平準化(P12)	◆ 地域包括支援センター職員のキャリアラダーの取りまとめ     ◆ 権利擁護業務における判断基準の平準化の取組(リスクアセスメントシートの改定及び研修実施等)
法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に関する事	介護予防・日常生活支援総合事業関係	● <b>要支援者等を対象とした効果的な支援モデルへの見直し</b>      ➢ 主に要支援者を対象とした介護予防・重度化防止の取組の強化に向けた介護予防・日常生活支援総合事業の見直し(P14)	◆ 地域リハビリテーション支援拠点の設置     ◆ 介護事業所への生活支援コーディネーターの配置     ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業の見直しに向けた検討の開始
	包括的支援事業関係	● <b>事業間連携の強化</b>      ➢ 関係事業間の連携強化(地域包括支援センター事業、医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業)(P15)           ● <b>自立した日常生活の支援(全般)</b>      ➢ <b>ケアマネジメント機能の強化(P18)</b>     ➢ 複合的な課題を抱えた相談への対応に向けた関係機関連携の円滑化(P21)     ➢ <b>地域ケア会議の効果的な活用(P23)</b>	◆ 地域包括支援センター事業計画等の情報を活用した取組課題整理     ◆ 相談支援・ケアマネジメント会議の設置     ◆ 地域ケアコーディネーターの配置と支援困難ケース等への支援の実施     ◆ 地域ケア会議の運用の見直し 個別ケア会議の開催回数:2020年度41件→2021年度250件
	その他地域包括ケアの推進に関する事項	➢ 多様な主体との連携(P26)     ➢ 他分野の施策との連携強化(コミュニティ政策、住宅政策、交通政策等)(P26)	◆ 地域包括ケアシステム連絡協議会WGの設置による民間企業等との連携

## 次期計画に向けた今後の検討事項について

- 1 地域包括支援センターの体制整備
- 2 要支援高齢者等の介護予防・重度化防止モデル事業
- 3 ケアマネジメントの機能強化
- 4 地域ケア会議の効果的な活用

# 1 地域包括支援センターの体制整備

## (1) 令和4年度地域ケア会議報告書(抜粋)

川崎市の将来人口推計では、2050年まで高齢者人口が、2055年まで後期高齢者人口が増加する見込みであることから、今後の高齢者人口の増加を見据え、より長期的な視点でセンターの体制整備に取り組む必要がある。

## (2) 国の制度動向(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会 介護保険制度の見直しに関する意見)

- 介護予防支援について、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定を拡大することが適当である。
- 総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のランチやサブセンターとしての活用を推進することが適当である。総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の担保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。
- センターの人員配置については、3職種の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の適切な範囲の設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

## (3) 川崎市におけるセンターの体制整備の現況

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種、地域支援強化要員、非常勤職員の5名を基本として、担当エリアの高齢者人口が5500名、7500名を超えた場合にそれぞれ3職種を1名増員。

《川崎市の3職種の充足状況の推移(各年度末、令和4年度は7月1日時点)》

	H30	R1	R2	R3	R4
3職種定員	186人	188人	190人	192人	193人
実配置人数	170人	171人	173人	183人	182人
充足率	91.4%	91.0%	91.1%	95.3%	94.3%

《3職種欠員の内訳》

	欠員
保健師	1人
社会福祉士	3人
主任CM	1人
増員分	6人

# 1 地域包括支援センターの体制整備

## (4) 高齢者人口の推移と3職種必要数の粗い推計(高齢者人口1500人に1名配置した場合)

	高齢者人口	3職種必要数	1センター人数
令和4年(2022年)	307,504人	193人	3.94人
令和7年(2025年)	325,218人	217人	4.43人
令和22年(2040年)	437,973人	292人	5.96人

(※) 令和4年(2022年)は実績値

(※) 1センター人数は49センター換算

(※) 地域支援強化要員・非常勤職員枠で配置されている保健師等・主任介護支援専門員・社会福祉士は含まない

## (5) 次期計画に向けた今後の検討事項

- 引き続き、地域包括支援センターの職員の充足率向上を進めるための対応策。
- 国の制度改正により3職種の配置要件の緩和や総合相談支援業務の部分委託が可能とされた場合の、本市における対応策。
- 居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定が拡大された場合に、現状においても報酬設定等の課題があり、担い手となる居宅介護支援事業所が少ない状態であることや、一部地域で居宅介護支援の需給ギャップが発生していることを踏まえた、本市としての対応策。

## 2 要支援高齢者等の介護予防・重度化防止モデル事業

### (1) 令和4年度地域ケア会議報告書(抜粋)

- 第8期計画中に取組の方向性を整理し、要支援者等への状態像を踏まえた効果的・効率的な支援体制構築に向けた具体策を講じる必要があると考える。
- 地域包括支援センターにおいては、介護予防ケアマネジメントに係る事務負担が懸案事項となっていることから、今後の要支援者の増加等を踏まえた実効性のある対策となるよう、充分に留意する必要がある。

### (2) 経過

令和2年11月 令和2年度第1回包括運協にて、介護予防・重度化防止の取組強化の方向性について審議  
令和3年4月～ 第8期かわさきいきいき長寿プランにおいて、自立支援・重度化防止を重点目標に設定  
令和3年11月 令和3年度第1回包括運協にて、要支援者を主な対象とした取組の実施について審議  
令和4年4月～ 介護予防・生活支援のあり方検討会議において、対象者像等に応じた対応手法の考え方を整理

### (3) 要支援高齢者等の介護予防・重度化防止モデル事業

令和5年1月から下記の取組をモデル実施。(令和4年度は、幸区・麻生区で計10件程度を想定)

#### 《モデル事業実施内容》

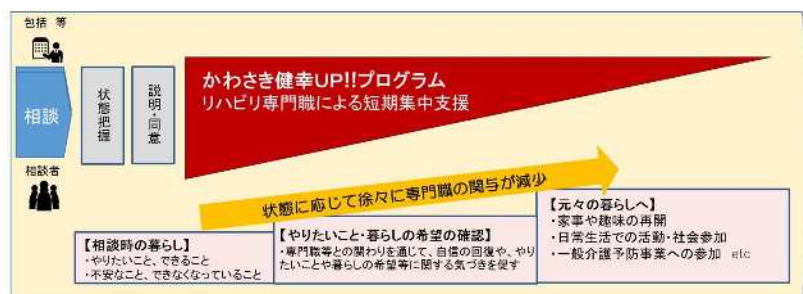
- 要支援者の状態像に合わせたサービスの新設(かわさき健幸UP!!プログラム、あんしん暮らしサポート)
- 介護予防ケアマネジメントの効果的な実施に向けた環境整備(介護予防ケアマネジメントの事務負担軽減を含む)
- 啓発手法の見直し、介護保険制度関係の広報物の改定

## 2 要支援高齢者等の介護予防・重度化防止モデル事業

### 【新サービス①】かわさき健幸UP!!プログラム

リハビリ専門職による週1回程度、3～6か月間の集中的な支援。

利用者の動機づけや生活習慣の改善により日常生活の活動量を増やし、「もとの暮らし」に戻るための支援を提供。  
モデル事業においては、令和3年度に設置した地域リハビリテーション支援拠点に併設する形で実施する。



### 【新サービス②】あんしん暮らしサポート

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所による、

対象者の「できること」を重視した閉じこもり予防等に資する生活支援の提供。

令和元年度から開始している「小地域における生活支援体制整備事業」に上乗せする形で実施する。

閉じこもり要望等に資する生活支援の実施内容(例)

生活相談  
ライフサポートプランの作成

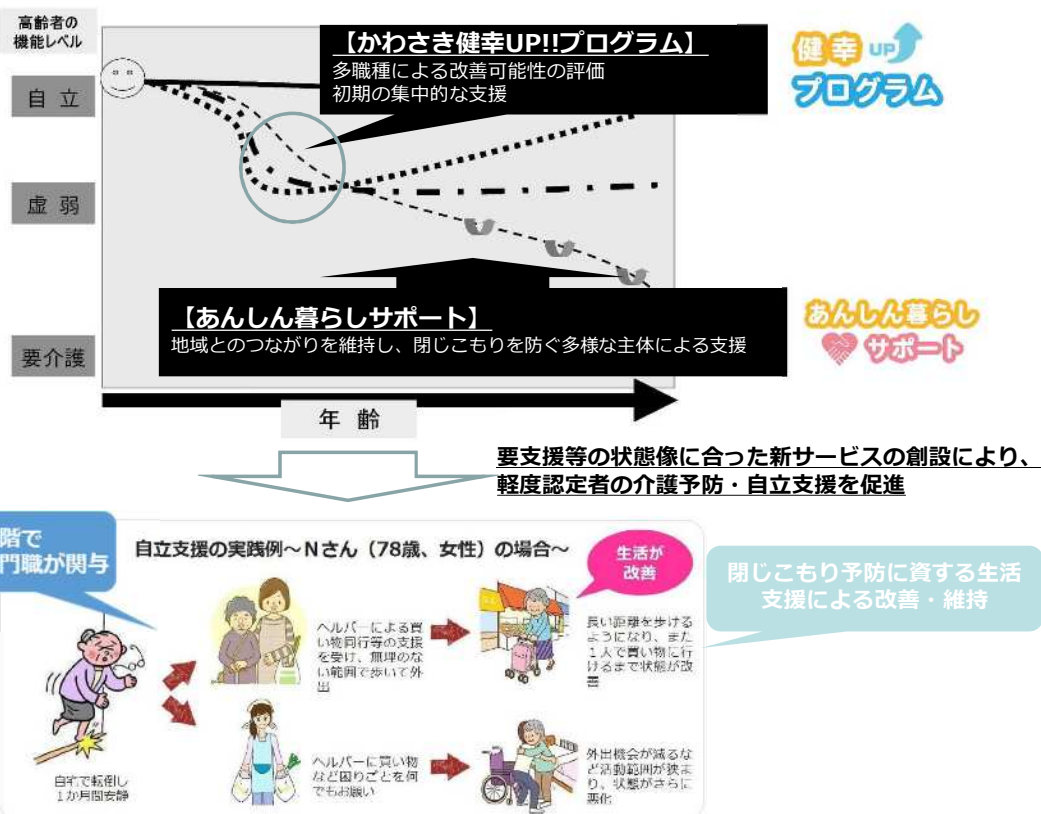
週1回程度の  
訪問・声掛け  
(見守り、関係構築)

参加・活動  
の支援  
(つなぎの支援)

一時的な生活課題  
への対応

## 2 要支援高齢者等の介護予防・重度化防止モデル事業

### 新サービスの役割イメージと目指す姿



## 2 要支援高齢者等の介護予防・重度化防止モデル事業

### (4) 次期計画に向けた今後の検討事項

- ・ 次期計画以降の実施規模
- ・ 新たなサービスの担い手確保策
- ・ 要支援高齢者等の地域参加を支えるための、多様な地域資源とのコーディネート機能と資源の確保策

### 3 ケアマネジメント機能強化

#### (1) 令和4年度地域ケア会議報告書(抜粋)

国において、自立支援・重度化防止の推進、科学的介護等、ケアマネジメントとの関連する様々な見直しが進められる中で、保険者レベルにおいても、自立支援に資するケアマネジメント機能の充実にに向けた取組が必要ではないか。

#### (2) 国の制度動向(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会 介護保険制度の見直しに関する意見)

- ・ ケアマネジメントに求められる役割、ICTやデータの利活用に係る環境変化、意思決定支援等の重要性の増加等を踏まえ、ケアマネジメントの質の向上及び人材確保の観点から、第9期介護保険事業計画期間を通じて、包括的な方策を検討する必要がある。
- ・ その際には、法定研修のカリキュラムの見直しを見据えた適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着を図るとともに、オンライン化の推進や受講費用の負担軽減を含め、研修を受講しやすい環境を整備していくことが重要である。
- ・ さらに、法定外研修やOJT等によるケアマネジャーの専門性の向上を図ることが重要(中略)
- ・ また、介護サービス全体として、科学的介護が推進されているところ、ケアマネジメントについてもケアプラン情報の利活用を通じて質の向上を図っていくことが重要である。

#### (3) 川崎市におけるケアマネジメント機能強化の現況(令和4年度)

- ・ 令和4年度から、「ケアマネジメント機能強化事業」を新設。ケアマネジャー向け相談窓口「かわさきケアマネ知恵袋」の設置や、研修企画等を実施。
- ・ 川崎市介護支援専門員連絡会の主導により、「適切なケアマネジメント手法実践者研修」を開催。
- ・ 令和5年2月から、行政と川崎市介護支援専門員連絡会の協議機能を強化。(コアメンバー打ち合わせの設置)
- ・ 麻生区相談支援・ケアマネジメント推進委員会から、川崎北部エリアでケアマネジャーの不足が発生しており、地域包括支援センターの業務に影響が出ている旨の報告を受けている。(令和4年12月時点)

### 3 ケアマネジメント機能強化

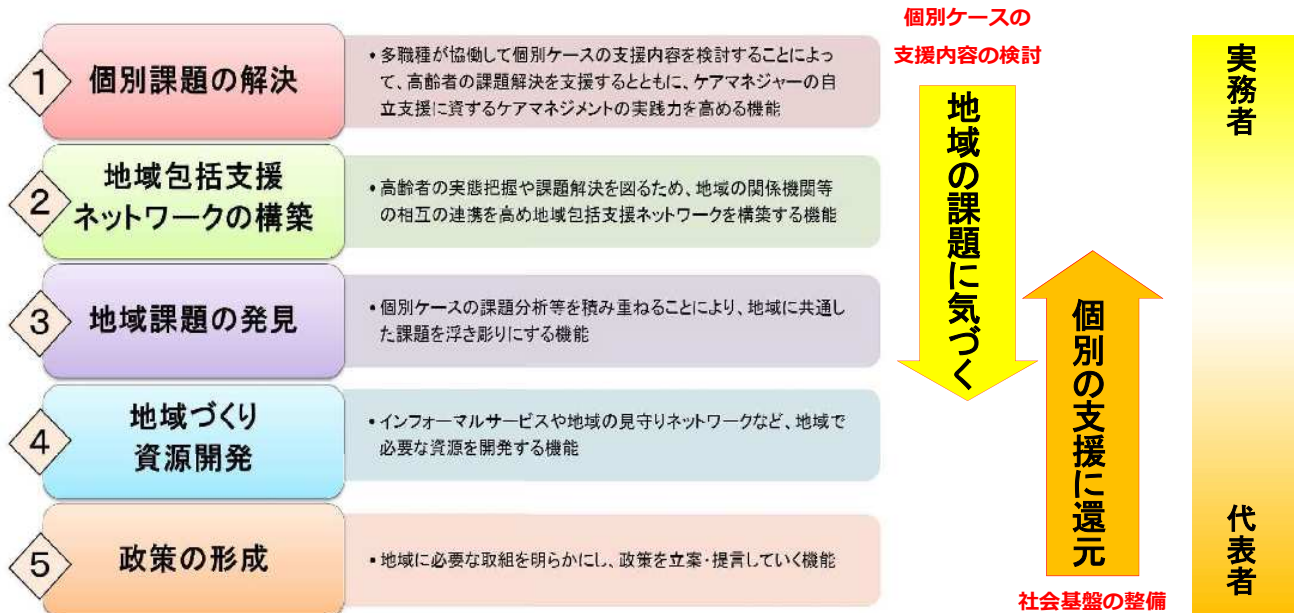
#### (4) 次期計画に向けた今後の検討事項

- ・ 科学的介護の推進、適切なケアマネジメント手法等の動向を踏まえた本市におけるケアマネジメント機能強化の方向性
- ・ 法定研修カリキュラム改定への対応と実施体制の確保
- ・ ケアマネジメントの担い手確保

## 4 地域ケア会議の効果的な活用

- 「地域ケア会議」とは、介護保険法に定められている会議であり、地域包括ケアの推進に向けた次の1～5の機能を持っている。
- 主催者は保険者（自治体）又は地域包括支援センターとされており、下記の機能を発揮するために、数種類の会議を組み合わせた会議体系を、保険者がその地域性に応じて構築することとされている。

### 「地域ケア会議」の5つの機能



## 4 地域ケア会議の効果的な活用

(1) 川崎市の地域ケア会議の構成（※下表には相談支援・ケアマネジメント会議を省略。）

会議の種類	主催	頻度	主な機能
個別ケア会議	地域包括支援センター、区役所	随時	個別課題解決、個別ケアマネジメント支援、地域課題（環境因子）の把握 等
地域ケア圏域会議	地域包括支援センター	年3～4回	地域包括支援（相談支援）ネットワークの構築 地域包括支援センターの取組方針・実績等の説明・共有 等
区地域ケア推進会議	区役所	年2回	区レベルの課題整理・取組状況等の報告
市地域ケア推進会議	市	年2回	市レベルの課題整理・取組状況等の報告 政策形成機能

### (2) 令和4年度地域ケア会議報告書（該当部分を要約）

- 本市の個別ケア会議では、主に支援困難ケースを取り扱うケースが多いため、支援困難ケースを取り扱う個別ケア会議においては、個別の課題解決を通じて、**支援体制や関係機関連携に関する課題等を把握する機能**を期待。（例：麻生区が実施する高齢者支援カンファレンス）
- さらに、地域課題や自立を支援する要因等を把握するためには、緊急性の高い事例だけではなく、**緊急性に関わらず普遍的な要素の多い事例等を取り上げる仕組み**も必要。（例：要支援高齢者等の介護予防・重度化防止モデル事業）
- また、地域マネジメントの機能の一部として、地域ケア会議（特に個別ケア会議）の地域課題把握、政策形成機能を強化するために、市が主催する個別ケア会議を新たに設ける等、**政策担当者の参加の機会及び具体的事例への理解を継続的に担保していく仕組み**が必要。

## 4 地域ケア会議の効果的な活用

### (3) 市レベルの個別ケア会議実施イメージ

#### ① 事務局

健康福祉局地域包括ケア推進室専門支援担当  
総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課

#### ② 市レベルの地域ケア会議参加者(案)

地域ケア推進会議ワーキンググループ委員(学識者、実践者、行政職員)  
+ テーマに応じた関係者

#### ③ 実施の流れ(案)

テーマ選定(市課題整理シートから設定)

⇒ 選定したテーマに関わる現状把握、事例抽出(区・包括から提出される個別ケア会議の事例等から選定)

⇒ 事務局・庁内関係課によるプレ整理(テーマに応じてメンバーを選定)

⇒ 市レベルの地域ケア会議における事例の検証・課題抽出(地域ケア推進会議ワーキンググループを活用)

⇒ 市地域ケア推進会議(市地域包括支援センター運営協議会)に報告

### (4) スケジュール

令和5年2月 地域ケア会議活用の方向性について市地域包括支援センター運営協議会に報告

令和5年2月～ 「介護予防・重度化防止」「居住支援」等のテーマで試行実施

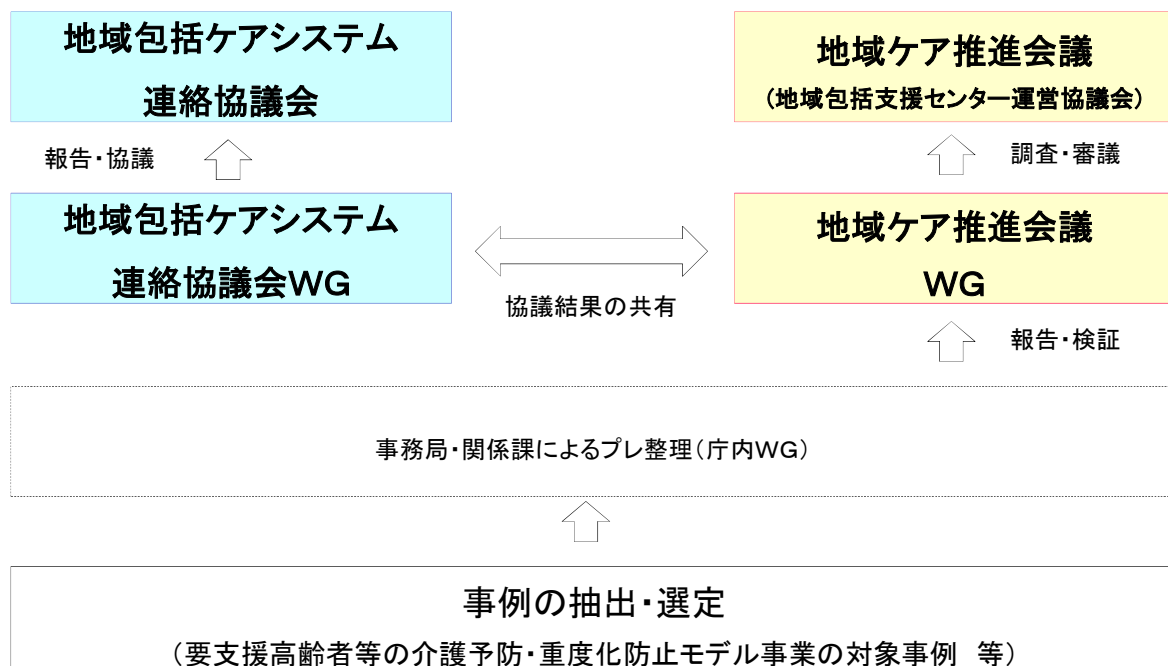
令和5年4月～ 第9期かわさきいきいき長寿プラン策定作業に反映

## 4 地域ケア会議の効果的な活用

### 普遍的な事例を用いた地域課題抽出(介護予防・日常生活支援総合事業)

要支援高齢者等を対象とした介護予防・重度化防止の取り組みについて、事例ベースで効果検証や課題抽出を実施。

#### 地域ケア会議を活用した場合の連携イメージ(案)

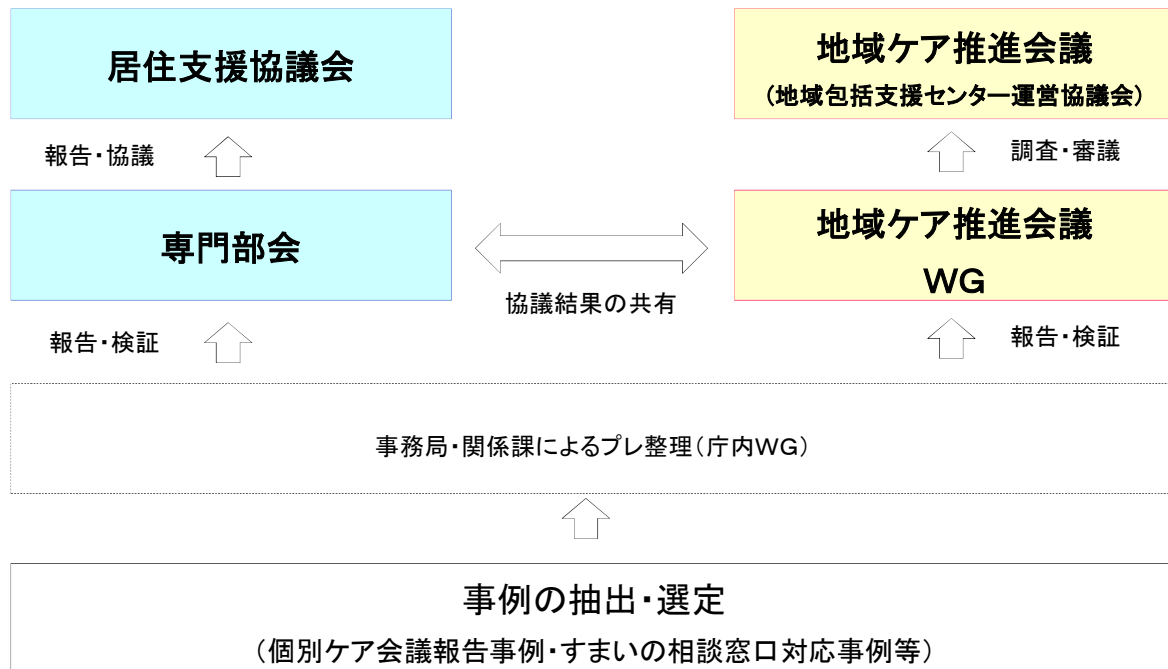




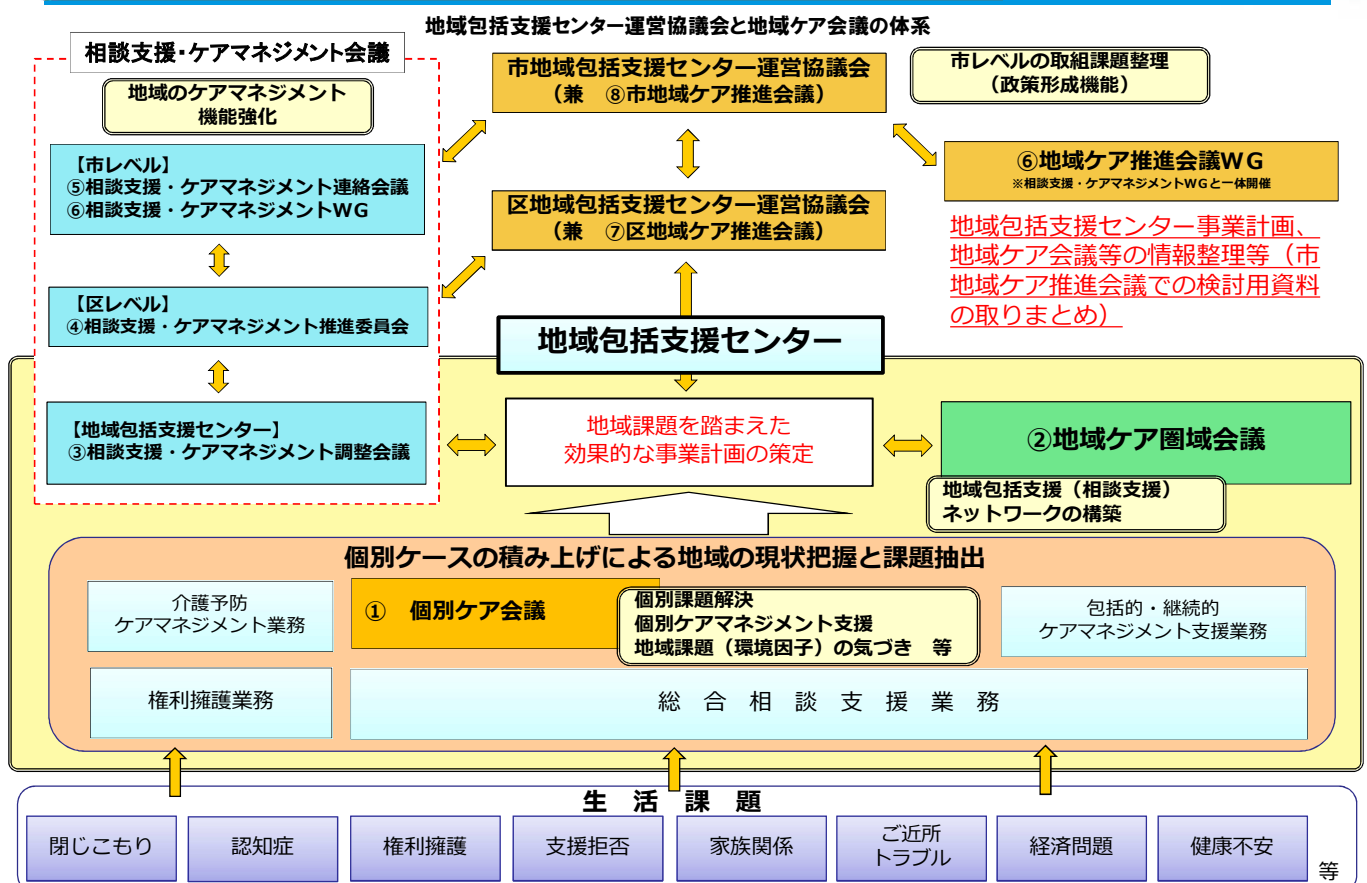
川崎市  
KAWASAKI CITY

居住支援については居住支援協議会と連携し、保健福祉・住宅の双方の視点から課題解決を模索。

### 地域ケア会議を活用した場合の連携イメージ(案)



川崎市  
KAWASAKI CITY



川 崎 市 介 護 保 険 運 営 協 議 会  
地域密着型サービス等部会（第 60-61 回）報告

- 1 日時：第 60 回 令和 4 年 8 月 18 日（木）  
第 61 回 令和 4 年 11 月 17 日（木）

2 議題

- （1）初山市営住宅余剰地の地域密着型サービス（令和 7 年度開設予定）設置運営法人募集について
- （2）（介護予防）特定施設入居者生活介護に係る内定申請受付要項等について
- （3）（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内定申請受付結果について
- （4）（介護予防）特定施設入居者生活介護の内定申請受付結果について
- （5）令和 4 年度第 2 回及び第 3 回地域密着型（介護予防）サービスの内定について
- （6）地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定について
- （7）地域密着型（介護予防）サービス事業所の更新について
- （8）地域密着型（介護予防）サービス事業所の休止・廃止等について

3 議題の詳細について

- （1）初山市営住宅余剰地の地域密着型サービス（令和 7 年度開設予定）設置運営法人募集について  
初山市営住宅余剰地の地域密着型サービス（令和 7 年度開設予定）設置運営法人の選定に向けて、募集条件等について審議を行いました。
- （2）（介護予防）特定施設入居者生活介護に係る内定申請受付要項等について  
「第 8 期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく（介護予防）特定施設入居者生活介護の内定申請の受付及び事業者の選定に向けて、受付要項及び選定基準について審議を行いました。
- （3）（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内定申請受付結果について  
「第 8 期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内定申請の受付結果について報告しました。

<申請状況と結果>

サービス種類	申請法人数	申請件数 (ユニット数)	内定 (ユニット数)
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	4 法人	4 事業所 (10 ユニット)	3 事業所 (7 ユニット)

- （4）（介護予防）特定施設入居者生活介護の内定申請受付結果について  
「第 8 期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく（介護予防）特定施設入居者生活介護の内定申請の受付結果について報告しました。

<申請状況と結果>

内定予定定員数：計 45 名（令和 5 年度開設分）

サービス種類	申請法人数	申請件数 (定員数)	内定 (定員数)
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	4 法人	4 事業所 (67 名)	2 事業所 (16 名)

- (5) 令和4年度第2回及び第3回地域密着型（介護予防）サービスの内定について  
介護保険サービス事業者から地域密着型サービスに係る内定申請がありましたので、申請状況等について説明しました。

＜申請状況と結果（令和5年2月1日までの開設分）＞

サービス種類	申請法人数	申請件数	内定
地域密着型通所介護	4 法人	4 事業所	4 事業所
看護小規模多機能型居宅介護	2 法人	2 事業所	2 事業所

※小規模多機能型居宅介護について1事業所内定済み(令和6年3月1日開設予定)

- (6) 地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定について  
令和4年6月から令和4年11月にかけて新たに指定を行った事業所について報告しました。
- (7) 地域密着型（介護予防）サービス事業所の更新について  
令和4年6月から令和4年11月にかけて指定更新を行った事業所及び令和4年12月から令和5年2月にかけて指定更新を行う予定の事業所について報告しました。
- (8) 地域密着型（介護予防）サービス事業所の廃止・休止等について  
令和4年5月から令和4年10月にかけて廃止の届出があった事業所について報告しました。